令和８年（フ）第１２５９号
名古屋市北区中切町３丁目60　ベルゼル２２－Ｂ、住民票上の住所名古屋市北区桐畑町35番地　村山方
破産者　宇良　太佑
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４２３号
名古屋市西区枇杷島２丁目２番12号　レガリストソレイル202号
破産者　酒井亜里紗
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５６号
名古屋市緑区南大高３丁目108番地　フロレアルエクラージュ202号
破産者　田中　健也
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６４号
名古屋市天白区中平４丁目1402番地の５
破産者　外堀ひかる
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６２号
愛知県西尾市一色町赤羽西乾地111番地
破産者　金田孝一こと　金　　孝一
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２５１号
愛知県西尾市住崎町出崎13番地２、前住所名古屋市中区新栄１丁目27番10号　エステムコート名古屋新栄Ⅵアートテラス303号
破産者　呉永　和子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２９７号
愛知県西尾市住崎五丁目62番地　フラワーハイツ202号室、前住所愛知県岡崎市北野町字二番訳９番地２　ヒルサイドハウス　二番館103
破産者　渡邉　敏三
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
愛知県豊田市前山町３丁目８番地２　ＣＯＳＭＯ21前山101号
破産者　越田　晃平
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６８号
愛知県碧南市岬町２丁目12番地
破産者　杉本　淳子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１３２７号
大阪市城東区今福南４丁目11番２－807号
破産者　才勝　　務
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９２０号
大阪府高槻市城南町４丁目１番８号
破産者　坪見　浩史
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１８０号
大阪市西成区玉出中１丁目１番10号　シャトー玉出　805
破産者　吉田　輝男
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２５号
大阪府松原市東新町４丁目15番36号
破産者　長手　里美（旧姓池光）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４５２号
大阪府富田林市寿町二丁目５番４号（206）
破産者　尾上健太郎
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６４８号
堺市西区鳳東町４丁333番地５　マスターズエル鳳東26（303号）
破産者　木牟禮和美
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６６９号
堺市中区深井中町3223番地５
破産者　西脇　太祐
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第４６９号
兵庫県洲本市金屋450番地
破産者　立田淳子こと　ＪＩＡＮＧ　ＸＩＮＡＩ　姜　　新愛
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２２号
神戸市灘区楠丘町５丁目６番７号　六甲マンション302号室、従前の住所兵庫県伊丹市森本４丁目216番地２
破産者　前川　敬三（旧姓榎本）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部